

「大学共同利用機関の検証ガイドライン」骨子案

1. 検証の趣旨

- 「第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方について(審議のまとめ)」(平成30年12月研究環境基盤部会、以下「審議のまとめ」という。)に基づき、各大学共同利用機関が、中期目標開始12年間の存続を基本とすることを踏まえつつ、中長期的な構想に基づく学術研究を推進する観点から、学術研究の動向に対応し、大学における学術研究の発展に資するものとなっているか等を定期的に検証し、その結果に基づき、再編・統合等を含めその在り方を検討するもの。

2. ガイドラインの位置づけ

- 本ガイドラインは、審議のまとめに基づき、科学技術・学術審議会が検証を行うに際して、「大学共同利用機関として備えるべき要件」(以下「備えるべき要件」という。)を踏まえ、検証の観点、参照すべき指標等を示すもの。

3. 検証の主体別構成

- 審議のまとめを踏まえ、検証は、大学共同利用機関及び各大学共同利用機関を設置する大学共同利用機関法人が行う「自己検証」と、これに基づき科学技術・学術審議会が実施する「外部検証」により行う。

①自己検証

各大学共同利用機関及び各大学共同利用機関法人は、委員会など独自に体制を構築し、本ガイドラインに基づき、必要に応じ海外の研究機関に属する研究者等の意見を聴取しつつ自己検証を実施する。

②外部検証

科学技術・学術審議会が、検証結果報告書に基づき外部検証を実施する。体制については、審議のまとめに基づき、学術研究の特性を踏まえつつ、各大学共同利用機関の研究成果や将来性等を専門的かつ客観的に評価することができる研究者を含む有識者で構成するため、研究環境基盤部会大学共同利用機関改革に関する作業部会(以下「改革作業部会」という。)の委員を中心に、専門性等に配慮し所要の専門委員を加える体制とする。ただし、特定の大学共同利用機関に直接の利害関係を有しない者で構成するよう留意する。

4. 検証の基準

- 文部科学省が定める備えるべき要件について、改革作業部会が策定する各要件に対応する「主な観点」及びこれらの観点ごとの「指標例」を基準とする。(資料2-2参照)

- 主な観点は、各大学共同利用機関について、各研究分野の動向や大学の研究者のニーズ、将来性等を踏まえ、一研究所としての研究機能のみならず、共同利用・共同研究を通じて全国の研究者コミュニティに貢献する機能を有しているか確認できるよう、審議のまとめの関連する記述が含まれるように設定する。
- また、各大学共同利用機関の特性に応じつつ、客観的に検証できるよう、大学共同利用機関の目的とする研究分野（人文学、数学、物理学、生物学、情報学、環境学等）や機能（大型研究設備、データベース、学術情報基盤等）の違いにも配慮して指標例を提示する。

5. 検証の時期等

- 検証の周期については、審議のまとめに基づき、大学共同利用機関法人の中期目標期間に合わせて6年間ごとに実施する。
- 検証の時期については、検証の結果が確実に実現されるよう、直後の中期目標期間の開始に向けて、国立大学法人法に基づき文部科学大臣が行う組織及び業務の全般にわたる検討や、中期目標の策定、法令改正等のためのスケジュールと調整する。

【2020年4月～8月頃】

- 第三期中期目標期間の4年目である2019年度終了後に、3. ①により大学共同利用機関及び大学共同利用機関法人において自己検証を実施する。

【2020年9月頃～2020年12月頃】

- 自己検証の結果について、科学技術・学術審議会、具体的には3. ②の体制において、外部検証を実施する。

（参考）

2020年度	「組織及び業務全般の見直しに関する視点について」を通知（検討中）
2021年度	「組織及び業務全般の見直しについて」を通知（検討中）
2022年4月	第4期中期目標期間開始

6. 検証結果報告書等

- 各大学共同利用機関において、3. ①を行い、備えるべき要件に係る状況等を簡潔に分析した「検証結果報告書」（仮称）を作成し、文部科学省に提出する。
- なお、大学共同利用機関等における関係データの収集、書類の作成等に係る負担の軽減にも配慮するため、各大学共同利用機関における共同利用・共同研究等の実績を示す既存のデータを可能な限り活用する。

7. 検証の結果

- 1. のとおり、本検証は、中長期的に各大学共同利用機関が大学共同利用機関として求められる役割を担うことが可能か、再編・統合等を含めその在り方を明らかにするものであり、相互の優劣を比較するものではない。

- こうした趣旨を踏まえ、検証の結果としては、備えるべき要件の各項目（運営面、中核拠点性、国際性、研究資源、新分野創出、社会との関わり）ごとに分析した上で、当該大学共同利用機関の再編・統合等を含む今度の在り方について総括をするとともに、今後期待する事項、解決すべき課題等を提示する。

- なお、本検証の透明性・正確性を確保するため、検証の結果の決定に先立ち、大学共同利用機関の意見申し立ての機会を付与する。

8. 大学の共同利用・共同研究拠点との関係

- 大学共同利用機関から大学の共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）への移行について、検証の過程で、大学共同利用機関としての在り方や、拠点への移行による特定の大学が有する特色や強みとの相乗効果等が明らかになる可能性はあるが、審議のまとめに基づき、具体的に国立大学法人から移行に係る要望が示された場合に、科学技術・学術審議会において、その是非を別途検討する。

- 拠点から大学共同利用機関への移行に関しては、審議のまとめにおいて、文部科学省から、定期的に拠点に対して、大学共同利用機関への移行に係る要望を調査することとされており、要望が示された場合には、備えるべき要件を満たしているかなどについて、本ガイドラインを活用し科学技術・学術審議会において別途検討する。